

発議案第7号

君津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び君津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年11月30日

提出者	君津市議会議員	三浦章
賛成者	同	加藤喜代美
	同	磯貝清
	同	榎本貞夫
	同	奈良輪政五

君津市議会議長 鈴木良次様

提案理由

政務活動費の収支報告に関し、収支報告書に加えて、領収書又はこれに準ずる書類についても、公開することとしたため、条文の整理を行おうとするものである。

君津市条例第 号

君津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

君津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年君津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「書類」の次に「（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 何人も、議長に対し前項の規定により保存されている収支報告書等の写しの閲覧を請求することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の君津市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成29年度以降の政務活動費に係る収支報告書及び領収書又はこれに準ずる書類の写しの閲覧について適用し、平成28年度以前の政務活動費に係る収支報告書の閲覧については、なお従前の例による。